

大阪鍼灸専門学校

校友会報

NO.1

平成3年4月

祝 校友会発足

ご 挨拶



校友会
会長 松田 涇

校友会会員の先生方には、ご健勝のこと
と思います。日頃より校友会の推進に何か
とご支援、ご協力をいただいておりますこと
に敬意を表します。おかげさまで本校も
今日まで順調な歩みを続けておりますこと
をご報告いたしますとともに、厚くお礼申
し上げます。振り返りますと、私が本校の
講師を引き受けて、約17年の歳月が過ぎま
した。本校創立以来、講師をしてまいりま
すと、多くの卒業生が鍼灸師として活躍さ
れているのを聞くにつけ嬉しく思います。
本校を卒業された先生方は、卒業後も技術
をきたえられ、立派に鍼灸師として大成さ
れ、医療人として健康の大切さを学ばれた
と思います。今後も大きな希望と自信を持
って力強く前進してください。そして、さ
らに東洋医学の世界において豊かな個性と
創造性を伸ばして、患者の健康のために技
術を磨いてください。常に高い志を持って、
ぬくもりと生きがいと活力に満ちた、鍼灸
師となられて明日の東洋医学のにない手と
して活躍されることを願い、ご挨拶といた
します。

校友会発足に当たって



学校法人 森ノ宮学園
理事長 森 秀太郎

この度、大阪鍼灸専門学校の同窓会と、
後援団体の森ノ宮会が、発展的に解散して
新しく、「大阪鍼灸専門学校校友会」が平成
3年4月より発足することになりました。

本校がここまで発展したのは、何といっ
ても卒業生の皆さんや、ご後援頂いた多く
の方々のご支援、ご協力のたまものとして
深く感謝申し上げる次第です。

言うまでも無いことですが、本校も開校
以来すでに18年を経過し、近々20歳の成人
式を迎えようとしています。この時に当た
り2つの組織が一つになり、さらに強力な
後援団体として、ご支援頂くことは鬼の金
棒を得たようなもので、本校の発展は言う
までも無く、将来に大きな希望をもたらす
物として、意を強くしています。

本校も現在に満足せず、これを期に大い
に飛躍するつもりですので、一層のご後援
をお願い申し上げます。

校友会会報発刊にあたって

大阪鍼灸専門学校校友会

副会長 花谷 幸比古

校友会会員の諸先生方には、その後益々ご健勝にてご活躍の事とお慶び申し上げます。平素は校友会活動のためご支援、ご指導いただきまして有難くお礼申し上げます。昨今、新制度適用により、各地でそれに対応するための指定講習会が開かれております。会員の先生方もお忙しいなかを参加されておられると思います。さて、このたび校友会も機関紙を発刊する運びになりました。紙面を通じて先生方の幅広い交流といろんな情報交換の場になるように希望しております。是非先生方のご意見並びにご要望をお聞かせください。機関紙の紙面を通じてお願い申し上げます。最後になりましたが、会員諸先生のご健勝と益々のご発展をお祈り致します。

校友会発足をお祝いして

事務長 山本 勝巳

校友会の発足を心からお祝い申し上げます。同窓会が永らくの御活躍をなされていましたが、発展的に解散され、森ノ宮学園の人的構成の総てを結集して、校友会として装いも新たに出発されましたことは、時代の急激な流れの中で、今後の学園の進展に大きな力添えをなされるものと確信いたしております。

今回校友会の事業の一つとして、機関紙を発刊されることになりましたことは、会員の皆様方の情報交換と親睦を深める上で、非常によい企画であると存じます。どうか回を重ねる毎に充実を図られ、会員の皆様から心待ちされるようなものに、仕立上げ下さることを期待しております。

大阪鍼灸専門学校

校友会準備委員会会計報告

(1.10.1～2.11.3)

収 入		
項 目	摘 要	金 額
預り金	同窓会より	4,275,699
名簿積立金	同窓会より	200,000
会 費	平成2年度入学生(63名)	1,260,000
利 息	定額預金等解約	2,255,247
合 計		7,990,946

支 出		
項 目	摘 要	金 額
総 会 費	1.11.3/2.11.3	103,000
通 信 費	総会案内	193,034
印 刷 費	総会案内	77,068
会 議 費	準備委員会	43,400
事 務 費		19,800
慶 弔 費	学生会文化祭	20,000
各期援助費	3期夜・15期仕	20,000
研 修 会 費		0
会報作成費		0
小 計		476,302
校友会設立基金	同窓会預り金	7,514,644
残 高		0
合 計		7,990,946

以上のとおり報告します。

平成2年11月30日

準備委員長 花谷幸比古 ㊞

監査の結果以上のとおり相違ないことを認めます。

平成3年3月6日

校友会会計監査 下条 喜信 ㊞

校友会会計監査 山本 勲 ㊞

鍼灸雑感

副会長 三宅 功

近年鍼灸医学の隆盛は著しいものがあり、会員の先生方におかれましても、ますますご清栄のことと存じます。雑誌「医道の日本」平成3年1号での「新年のことば」で鍼灸医学会の大家らが治療効果、研究の成果、そして鍼灸医学界の将来と我々のなすべきことなどについて書いており、西洋医学では、治療困難又は不能と思われる疾患をいとも容易く治せ、しかも害が全くないことに関した文章もみられます。日本はこれから高齢化社会に入り、国が出した「高齢化保健福祉推進10ヶ年戦略」に対し(社)全日本鍼灸学会大阪地方会会長、本校講師の坂本豊次先生が陣頭指揮をとられており大成果をあげられることでしょう。

加齢とともに生理機能が低下し、老人は多臓器にわたり疾患を有することが多く、それらに対し多方面に薬物治療を受けております。薬物療法は高齢者に害を及ぼし、生命を脅かすこともあります。本校田中昭三先生は鍼灸治療は無薬で、自然治癒能を喚起すると書かれております。薬物より更に問題になる手術療法に対して小池先生は警鐘を送っております。書に不治と明記している疾患も鍼灸治療は容易に治し、前立腺肥大などは、1～3回の鍼治療でいとも簡単に治すことが出来るので、有害な前立腺の手術は法律で禁止せよと書かれております。ちょっとした腹部手術でもイレウスの原因になることがありますので出来るだけ手術をせず、治療すべきと思います。前立腺の手術療法ですら禁止すべきと言われるくらいであるから、鍼灸学界の大家の方々は法律で手術を禁じなければならない疾患をあげなければ枚挙に遑がないと思うだけでなく、患者及び医学界のために専門誌に発表する義務があり、全日本鍼灸学会の上層部は早急に実行しなければなりません。

患者は被害をさけ鍼灸院に集まり、当地の鍼灸院は繁忙を極めている。鍼灸師として地域医療に貢献していると思います。治療対称は極めて広く、鎮痛を目的とするものより難病が多く、重症の腎炎、アレルギー性疾患、代謝病、肝炎、感染症、又、西洋医学的分野では内科的疾患だけでなく、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器・生殖器官科など多岐にわたり患者は訪ずれ、快方に向い感謝されております。数年前本校を卒業し、同級結婚しすぐ近くで開業した鷺鷥鍼灸院、5人の鍼灸師で全力投球しておられる鍼灸院、全先生が奮闘されているが、患者の予約や病医院の紹介を時に断わらなければならない状況は、東京都衛生局が発表した都民の意識調査からみて全国的な傾向でなかろうかと思います。このような鍼灸治療は国民の高い評価と老人医療におけるニーズ、そして明日はないと言われている診療所にとって代わり、忙しくなるだけでなく責任重大です。

今回法改正後、各学校は施設拡大に取り組んでいるようですが、激増する鍼灸治療の需要に対し、現存学校の定員増加が学校の新設が提案されるかもしれず、またカリフォルニア州では鍼灸専門学校は大学に昇格しなければならないという文章も見受けます。日本は米国に追従する傾向があり、我国でも4年また6年制にしなければならなくなるかもしれません。本校もこれらの事に対応し拡充を急がなければなりません。理由は知らないが、この様な時期に校友会の発足を耳にしました。一人ひとりの力が結集することにより、本校と校友会の輝かしい未来が約束されます。非力な小生も昭和50年から十数年講師をしている関係からか、この会に入れていただけたようです。非学な小生など本会に寄与出来るなどと思っておりますが、学校の研究発表のための症例集めなどに参加出来れば幸いと思っております。会員の先生方の御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(三宅医院 院長)

大阪鍼灸専門学校校友会役員・代議員

会 長：松 田 涇

幹 事：

副会長：三 宅 功

総務 安雲 和四郎

花谷 幸比古

会計 森 俊 豪

監 事：下 條 喜 信・山 本 勲

編集 藤 川 直 孝

顧 問：森 秀太郎・清 水 千 里

野々井 康治

花 谷 正 男・三 好 ト ミ

書記 浜 田 暁

田 中 昭 三・米 山 義

組織 尾 崎 朋 文

坂 口 弘・山 本 勝 巳

清 水 徹

福本 憲太郎

奥 田 功

代議員：合計31名

大阪地区代議員：20名

片山 啓(1期昼)・堂畑 慶博(2期昼)・上田喜久子(2期昼)

井上 悦子(3期昼)・三木 完二(3期昼)・鍋島 可騰(3期夜)

屋根下俊雄(4期夜)・乾 房雄(5期夜)・河内 富雄(6期夜)

貴島 文道(7期夜)・大井 広(8期夜)・小山 英司(9期昼)

倉掛 重幸(10期夜)・阿古佐智代(11期昼)・杉岡 潔(12期昼)

谷岡 徳子(13期夜)・岡本 工一(14期昼)・田中 信彦(14期夜)

堀内 秀郎(15期夜)・服部 敏明(16期昼)

近畿地区代議員：2名

田代 豊治(2期昼、神戸)・西崎 泰清(2期昼、奈良)

九州沖縄地区代議員：2名

松本 世生(3期夜、長崎)・安德 信二(4期昼、福岡)

中国四国地区代議員：2名

米澤 豊彦(7期夜、香川)・稲葉万寿子(10期昼、広島)

中部以東地区代議員：2名

村田 進(11期昼、石川)・水野 利彦(16期夜、名古屋)

教職員代議員：3名

才津 敏勝・政岡 忠・中西栄一郎

《編集後記》

「発展的解散」という言葉、便利な言い回しである。「もう やめた！」にも使えるし、又、新たな出発にも使える。勿論、我校友会は後者である。校友会報発刊の為に忙しい中、ご協力下さった先生方に心から感謝致します。

藤川直孝

大阪鍼灸専門学校校友会会則

(名 称)

第1条 この会は、大阪鍼灸専門学校校友会(以下本会という)と称する。

(所 在 地)

第2条 本会は本部を大阪市東成区中本4丁目1番8号大阪鍼灸専門学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を計り、併せて大阪鍼灸専門学校の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大阪鍼灸専門学校の発展に寄与する事業。
2. 会報並びに会員名簿の発行
3. 会員の親睦その他の必要な事業

(会員の種類)

第5条 本会の会員は次の者とする。

1. 正 会 員 大阪鍼灸専門学校鍼灸科及び臨床研究科卒業生
2. 特別会員 学校法人森ノ宮学園の理事、評議員及び教職員
3. 賛助会員 本会の趣旨並びに事業に賛同する者で、本会役員会で承認を得た者

(組 織)

第6条 本会に以下の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 幹 事 8名
4. 監 事 2名
5. 顧 問 若干名

役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は細則で定める。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し本会の会務を統括する。
会長は会議を招集し、総会を除いて、会議の議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時、その職務を代行する。
3. 幹事は本会の運営に必要な事項を審議し執行する。
4. 代議員は会則に定める事項を審議し議決する。
5. 監事は本会の会計並びに会務の執行を監査し、総会にこれを報告する。

(会 議)

第9条 本会の会議は次の通りとする。

1. 通常総会
2. 臨時総会
3. 代議員会
4. 幹 事 会

(会議の招集)

第10条 会議の招集とその任務は次の通りとする。

1. 通常総会 通常総会は3年に1回とし、その他の年度は代議員会をもってあてる。

2. 臨時総会 臨時総会は会長または監事が必要と認めた時。または会員の5分の1以上が会議に付議すべき事項を示して臨時総会招集の請求があった時に開催する。
3. 代議員会 代議員会は年1回開催する。代議員会をもって総会にあてることができる。代議員会に付議すべき事項は次の通りである。
- (1) 予算並びに決算
 - (2) 事業報告
 - (3) 会則改廃に関する事項
 - (4) その他
4. 幹事会 幹事会は会長が必要と認めた時に開催する。
幹事会は本会の執行機関として、本会の運営に必要な事項を審議し執行する。

(会議の議決)

第11条 本会の議決は出席会員の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。

(収 入)

第12条 本会の運営は本会会員の納入する会費及びその他により運営される。

1. 会 費
2. 寄 附 金
3. その他の収入

(会費の納入)

第13条 前条の目的を達成するため、本会の会員は会費を納入する。

第14条 本会の会費は次の通りである。

1. 終身会費：20,000円
2. 臨時会費

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

補 則

第1条 本会会則に関する細則は幹事会の議決を得て、別に定めることができる。

第2条 本会則は平成2年11月3日より施行する。

細 則

第1条 本会の会計事務は大阪鍼灸専門学校職員に委嘱する。

第2条 本会の会員は地域により本会支部を結成して、本会会則に則り校友会活動を行うことができる。

第3条 本会の役員選出手続きは次の通りとする。

1. 総会に於いて役員選考委員会を設置する。
2. 役員選考委員会は役員を選考する。

第4条 代議員は総会に於いて会員の中から選ぶ。但し代議員は次の地区配分から選出する。

1. 大阪地区 20名
2. 近畿地区 2名
3. 九州沖縄地区 2名
4. 中部以東 2名
5. 中国四国地区 2名
6. 教 職 員 3名

第5条 役員及び代議員に欠員が生じた場合は、幹事会において補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。